

# 生徒心得

## 1 服装について

### (1)男子規定

本校指定のブレザー、スラックス、ネクタイ、ワイシャツを着用してください。ベルトは必ず締めてください。また、ベルトの色は黒、茶の無地のものにしてください。

### (2)女子規定

本校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、ベスト、リボンまたはネクタイ、ワイシャツを着用してください。スカートの着丈は、スカートの裾が膝小僧の範囲に収まるようにしてください。

### (3)男女共通

ブレザーには、必ず科章をつけてください。セーターを着用する場合は、本校指定のセーターのみとなります。ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、数珠等の装身具や、マニキュア、つけ爪等は禁止します。ズボンの裾を踏んで歩く、腰パン、スカート丈を短く、長くすることは禁止します。着用できるワイシャツは、いわゆるスクールワイシャツです。ボタンダウン、開襟シャツ、ドレスシャツ、丈が短く、裾をベルトの外に出すものは着用できません。ワイシャツの下に着用するTシャツは本校指定体操着または無地の白・黒・紺・グレーとし、模様付き、ハイネックは禁止します。

夏服はブレザー、ネクタイ、リボンを略することができます。女子は必ずベストを着用してください。

冬のコートについては、色は黒・紺・グレーとします。原則ピーコートやダッフルコート型のものとし、ダウン（中綿）コートも可としますが、ブレザーが隠れる長さとし、メーカーロゴはワンポイントまでとします。ダウンジャケット、ジャンパー、パーカー類、ベンチコート等は禁止します。授業中の着用は禁止です。コートの中には必ずブレザーを着用してください。

部活動顧問が許可したポロシャツ、ジャージ、ジャンパー、ベンチコート、パンツ等（原則として、学校名・部活動名が入ったものに限る）は、土日・祝日等の休業日および長期休業期間中の部活動日に登下校での着用を許可する。また、試合等の遠征時の移動においても着用を許可する。着用の際には各部で統一した服装とし、上着のみを着用する際は、制服のスラックス、スカートを着用することとする。冬季（制服が冬服の期間）においては、コートの代わりに防寒具として登下校での着用を許可します。

### (4)通学靴、上履き、体育館シューズについて

通学靴は、黒か茶の革靴または運動靴とします。上履き、体育館シューズについては、踵を踏みつけて履く行為やその他行為による破損、落書きが見られた場合、再度購入してもらいます。

## 〔更衣に関する申し合わせ事項〕

### 「6月1日(夏服への更衣)までの移行期間の服装について」

GW明けの許可した日より、夏服への更衣を認める。許可する日は、生徒指導主任と管理職が相談して決定する。事務室の来客用入口に「夏服への更衣を実施している旨」を掲示する。

### 「10月1日(冬服への更衣)後の移行期間の服装について」

10月1日より1ヶ月間を移行期間とし、冬服・夏服のどちらでも可とする。学校行事や集会・身だしなみ指導の際には、原則としてブレザー・ネクタイ・リボンを着用する。11月1日より冬服へ完全更衣とする。

年間を通じて、ブレザーの着用を略して学校指定セーター着用での登下校を認める。ただし、ネクタイ・リボンを必ず着用する。冬服の期間(11月1日～夏服への更衣を許可する日)は、必ずブレザーを着用(持参)すること。

## 2 頭髪について

### (1)男女共通

高校生として進路を見据えた品位ある髪型にしてください。特異な髪型(左右非対称の髪型)、モヒカン、スキンヘッド等)は禁止します。エクステも禁止します。頭髪を染めたり脱色したり、パーマ等をかけるといった加工を施した場合は、すぐに直してもらいます。

### (2)男子規定

前髪は眉毛にかからないようにしてください。

横は耳にかからない、もみあげは耳たぶの下まで伸ばさないでください。

後ろは上着、ワイシャツの襟にかからないようにしてください。

### (3)女子規定

前髪が顔を覆わないようにしてください。

髪留め、シュシュ等は地味なものを着用してください。

## 3 その他

(1)眉毛を剃る、抜くなどして極端に加工しないでください。

(2)髭を伸ばさないでください。

(3)化粧をしないでください。

☆身だしなみの指導については、各学期の始まり、行事等の前、定期考査期間中に学年で(年間8~10回)実施します。規定に合っていない場合は、期限内に直してもらいます。(原則として当日か翌日までに直す。最長1週間。長い期間の継続指導にはしない。)

## 【7】生徒心得(携帯・スマホ・タブレット・音楽プレーヤー等について)

埼玉県立久喜工業高等学校  
生徒指導部

### 生徒心得(携帯電話・スマートフォン・タブレット ・音楽プレーヤー等について)

本校では、携帯電話・スマートフォン・タブレット・音楽プレーヤー等の校内における使用並びに所持について以下のように規定します。

#### 1 使用について

- (1)朝のSHR前まで、各自のHR教室内で使用できます。ただし、8時40分前であっても教員が来た場合は速やかに電源を切って鍵付きロッカーやバッグにしまってください。
- (2)昼休み(4時間目終了から5時間目開始の予鈴までの間)各自のHR教室内で使用できます。
- (3)放課後(帰りのSHR、清掃終了後)各自のHR教室内、部室内で使用できます。
- (4)敷地内入場後、上記時間・場所以外の使用は禁止します。ただし、授業等で教員から使用の指示があった場合は、その指示に従ってください。

#### 2 所持(保管)について

登校後、SHR開始前までに電源を切り、各自のロッカーに入れて施錠するかバッグの奥にしまってください。携帯することや筆箱等に入れておくことは禁止します。

#### 3 規定違反についての指導

- 1回目 : 預かり 放課後 担任より返却
- 2回目 : 預かり 放課後 担任より返却 保護者へ連絡
- 3回目 : 預かり 担任より保護者に返却
- 4回目 : 預かり 担任・学年主任より保護者に返却
- 5回目以降 : 4回目の指導を繰り返す

☆規定違反をして素直に指導に従わなかった場合は、懲戒事案(指導拒否)となります。

## 【8】定期考査実施の注意事項(担任・監督用)

### 定期考査実施の注意事項

#### 【担任の先生】

- 教室・廊下・ロッカー上の清掃、整理整頓を徹底させてください。
- 机上の落書き、壁の落書きを消させてください。
- 机のフック等に靴袋、コンビニの袋をゴミ入れにしたもの、椅子の背もたれにブレザーやコート、体操着等がかかっている状態を維持させてください。
- 机の中を空にして、机を反対向きにする、出席番号順に着席させてください。
- 教務部「考査についての生徒心得」(別紙)を確実に生徒に伝達してください。読み上げと、黒板掲示をしてください。特に不正行為の厳禁と、携帯電話・スマホの扱いについては徹底させてください。

#### 【監督の先生方】

以下の1～5について、必ず、生徒に伝達してください。

- 1 不正行為・不正行為に勘違いされる行為は絶対にしない。
- 2 携帯・スマホは電源を切って、廊下のバックもしくはロッカーに入れてあるか。教室内で持っているのを見つかったり、鳴ったりすると指導事案になってしまう。
- 3 机の中は空にする。指示されたもの以外は机上に置かない。(ボックスティッシュ、ポケットティッシュ不可。願いが出たらティッシュそのものを確認しておかせる。)
- 4 貴重品(財布等)は身につけているか、又は、鍵をかけたロッカーにしまっているか。
- 5 トイレは大丈夫か。退出した場合、その後の受験続行は可(参考点として取り扱う)。

- ・試験中、トイレに行かせる場合の対応 監督者は解答用紙を預かり退出させ、入室後は着席させ、予備の問題用紙を配布し、終了まで解答させる(生徒に判断させる)。
- ・遅刻してきた生徒への対応 20分以上の遅刻者には入室した時刻、監督者のサインを解答用紙の右上に記載し、解答させる。この場合、欠席扱いとなる。遅刻生徒は携帯・スマホを身につけている場合が多いので注意してください。
- ・不正行為等、未然に防止する監督をお願いします。

#### 【不正行為を発見したとき・教室内で携帯、スマホの規定違反が行われたとき】

- ・カンニングに関するもの(ペーパー等)及び答案を預かる。携帯・スマホを預かる。
- ・考査中は座席で静かに待機させる。
- ・試験終了後、クラスの答案用紙を回収後、該当生徒を引率して職員室に戻る。関係教員(学年主任・学年生徒指導部・担任・生徒指導主任・教務部)に連絡する。事情聴取後、別室受験に切り替える。聴取、場所、監督の手当は学年対応。

#### 【廊下で携帯・スマホが鳴っているときの対応】

- ・廊下で鳴っている場合、バックを特定する、生徒を特定する、止める。(努力をする。)無理そうなら、監督業務に専念する。試験終了後、生徒を特定できれば学年主任に連絡する。できなければ、事実だけを学年主任に連絡する。

## 【コートの規定】

### ●防寒着として許可されるもの



ピーコート



ダッフルコート



形状の類似



形状の類似



中綿(ダウン)コート



中綿(ダウン)コート

色は黒・紺・グレーとし、ブレザーが隠れる長さで、メーカーロゴはワンポイントまでとします。  
原則ピーコートやダッフルコート型のものとし、ジャンパー類は禁止です。

許可されるものか判断できないようなものは、生徒指導部に確認してください。

### ●防寒着として許可されないもの



ダウンジャケット



丈が長すぎるもの  
ひざより長いものは×



コート類として判断されないもの



カジュアル性が高く、制服の防寒着としてふさわしくないもの